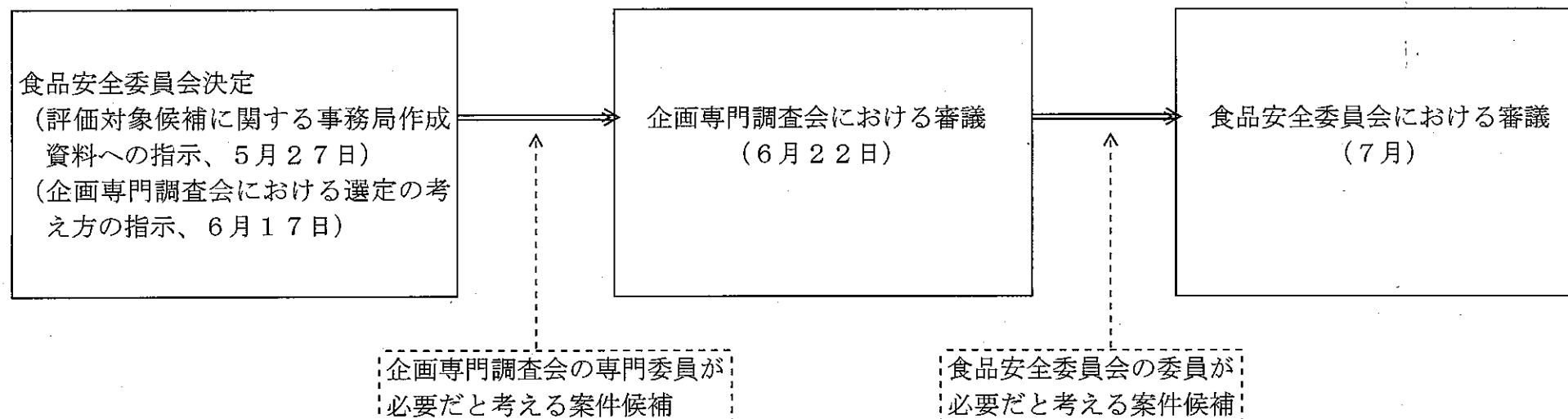


食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法



企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)

- ① 関係機関、マスメディア等の情報
- ② 食の安全ダイヤル、
食品安全モニター報告等の情報
- ③ 委員会への要望書等の情報

企画専門調査会における評価対象候補の選定の考
え方 (平成16年6月17日食品安全委員会決定)

次の3つのいずれかに該当するもの^注のなかから
食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるもの
を候補として食品安全委員会に報告する。

- ① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの
- ② 危害要因等の把握の必要性が高いもの
- ③ 評価ニーズが特に高いと判断されるもの

注：食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関
での対応が適切に行われているものを除く。

7月に開催予定の食品安全委員会において、
自ら食品健康影響評価を行う対象を決定